

第1章 入所施設利用者の地域生活移行

長野県の障害者施策は、様々な障害があっても社会全体で支えあい、地域の方々と暮らしていけるような社会をめざしています。

西駒郷利用者の地域生活移行のみならず、他の入所施設を利用されている方の地域生活移行を進めるとともに、現在、在宅生活をされている方及び特別支援学校*等卒業生についても、地域で充実した生活が送れるよう支援します。

また、在宅生活が困難になった方に対しても、施設入所という選択肢だけでなく、グループホーム等必要な資源の活用を考えていきます。

このように、西駒郷利用者の地域生活移行を契機に、全県域に知的障害のある方のための基盤整備を図っていきます。

さらに、身体及び精神に障害のある方の地域生活支援施策の推進を図るとともに関係機関との連携を強化します。

西駒郷利用者の地域生活移行の進め方の基本

地域生活へ移行するに当たっては、利用者への援護の責任を一方的に家族に転嫁することなく、長野県が関係機関等と連携し、グループホーム等の生活の場をはじめ、地域における総合的な支援体制を整備するとともに、地域への啓発活動等を行いながら、積極的に進めてまいります。

また、利用者の自己決定を尊重するとともに、画一的、強制的に進めることなく、多様な移行の受け皿を用意し、家族の意向に配慮しながら、不安をきたすことのないよう取り組みます。

なお、利用者が地域生活を継続できなくなった場合は、いつでも再入所できる体制をとります。

そして、この西駒郷利用者の地域生活移行を契機として、全県域に知的障害のある方が地域で安心して生活するための基盤整備を図るとともに、地域で障害者を支える体制が構築できるよう取り組みます。

1 本人の意思の尊重

地域生活への移行を進めるに当たっては、利用者本人の気持ちが最大限尊重されなければなりません。また、本人の意向を正確に聴き取るには、事前に地域での生活に関する分かりやすい情報が提供されている必要があります。具体的には、分かりやすいことばで伝える ビデオ・写真などを用いて視覚的に伝える 街を見学することで街の雰囲気を感じる 地域での生活を体験することで具体的な生活をイメージする・・・という手段を用意して、一人ひとりに丁寧に聴いていくようにします。

西駒郷では、平成 15 年 6 月から 7 月にかけて、利用者本人と家族それぞれに対して、地域生活移行についての聴き取り調査を実施しました。

その結果を見ますと、利用者本人については、437 人のうち約 7 割に当たる 313 人から回答を得ることができ、そのうち約 8 割に当たる 242 人の方が施設の生活ではなくグループホーム等の地域生活を希望するというものでした。なお、124 人の方は障害が重い等の理由で聴き取りが困難でした。

長年、施設で過ごした方にとっては、地域で生活するということが理解しづらいと思われまますので、試行的に短期間でも自活訓練事業等を利用し、地域生活と施設での生活の差を体感することで、自己決定をすることも必要です。さらに、地域のグループホーム等への入居に際しては、一緒に生活する他の利用者との相性等が大切なため、必要な方には、事前に交流の機会を設け、スムーズな地域生活移行に結び付けてまいります。

また、聴き取りが困難な障害の重い利用者には、施設内に生活体験の場を設け、施設生活場面とは異なった生活体験を通して、本人の全体の状況から本人の生活志向を汲み取ってまいります。

こうして、全ての利用者に様々な機会を工夫し用意することで、自己決定がなされるよう支援し、地域生活移行についての聴き取り調査を今後も実施してまいります。

2 家族の理解

家族は、我が子・兄弟・姉妹が安心して暮らせることを常に願っています。地域生活移行を進めるに当たっては、そうした家族の希望に配慮しながら進めます。

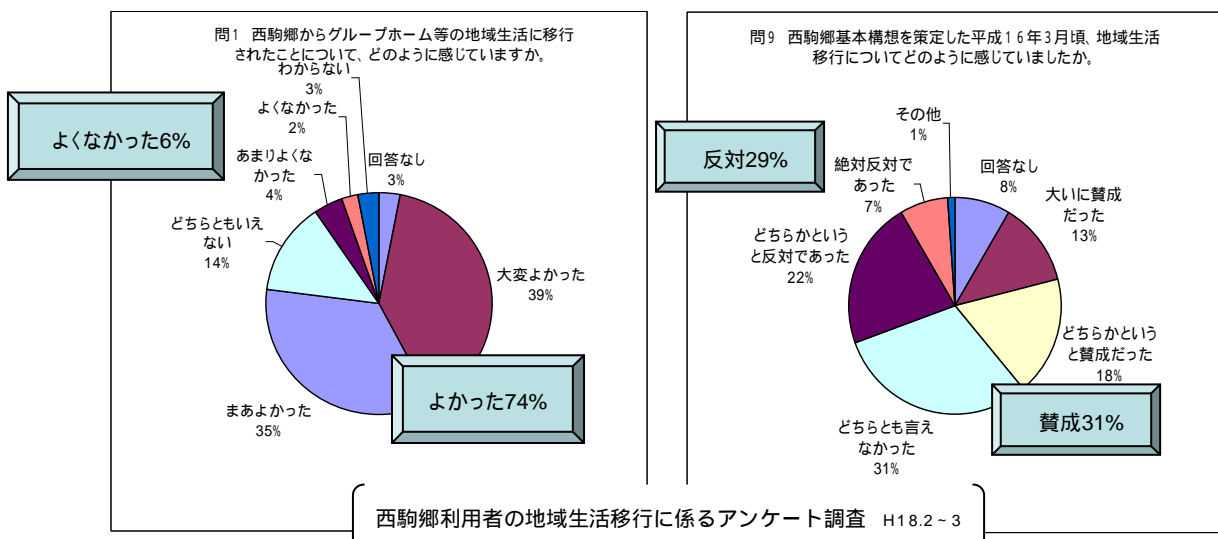
平成 15 年度に地域生活移行についての聴き取り調査を行ったところ、利用者の家族のうち半数程度の家族が、受け皿が整備された場合を含めてグループホーム等での生活を希望されています。必ずしも家族の希望と、本人の意思が一致していない場合もあります。

今後、さらに家族の理解、協力が得られるよう、西駒郷、西駒郷地域生活支援センター及び障害者自立支援課が連携して、利用者の家族の皆様が住んでいる地域へ出向き、地域の中で暮らしていくための様々な情報を提供し、具体的に不安に感じていることなどを伺い、家族の希望に配慮しながら進めていきます。

地域生活移行された利用者に対して、地域生活移行についてどう感じてもらえるか無記名のアンケート調査を行ったところ、74%の方が肯定的な意見であり、否定的な意見の方の6%を大きく上回りました。

否定的な意見については、生活を管理されているように感じたり、金銭管理に不満があるなどの内容でした。

今後も、定期的にアンケート調査を行い課題の把握とその改善に努めます。



家族から、多く寄せられている不安に対する対応の考え方については、次のとおりです。

高齢になった時の対応

この問題は障害があるなしに拘わらず、誰にでも当てはまる課題であり、高齢者（65歳以上）という枠組の中で考えていくことになります。

高齢になっても介護保険制度のホームヘルプサービス^{*}や、デイサービス^{*}を利用して、可能な限り住み慣れた家で生活できるような支援が得られます。

もしグループホーム等での生活が継続できなくなった場合は、関係者による本人の希望に沿った支援の検討（ケアマネジメント^{*}）を通じて、入所型の介護保険施設を選択することもできます。

その際には、本人の意向を尊重するとともに、一人ひとりの障害の特性を理解した受け入れができるように、関係機関との密接な連携のもとで、支援を行ってまいります。

「親亡き後」の問題

西駒郷の設立当時は、障害者施策が十分でなく、主に家族が障害者の介護や支援を担っていましたので、「親亡き後」を心配されるのは当然であったと考えます。

この「親亡き後」の不安を解消するには、介護や支援を社会全体で支えることが必要であると考えます。以前と比べれば、在宅福祉サービスは充実し、介護が社会化しつつあります。

今後、長野県では障害者が地域社会の中で自立した生活が送れるように、居宅介護事業、地域生活支援事業やグループホームなどの社会資源をさらに充実し、社会全体での支援体制を構築することにより、障害者とその家族を支えていくことを基本に取り組んでまいります。

施設入所に比べて大幅に金銭的な負担が増えるのでは

障害者自立支援法により、原則1割の利用者負担とともに施設を利用する方は食費や光熱水費の実費を負担することとなりましたが、工賃控除を見直して

定率負担と食費等の負担が軽減されることになりました。

グループホーム等を利用する方につきましても、入所施設と同様の工賃控除の制度が導入され、利用者間の公平性を保つように制度が改正されました。

このように、入所施設を利用する方の負担と地域で暮らしている方の負担はあまり変わらなくなってきました。

国の障害者自立支援法に対する特別対策の内容や、平成 20 年に予定されている見直しの内容を確認しながら、グループホーム等で暮らす方の実態調査を行い、その結果を施策に反映させてまいります。

障害の重い方は地域生活移行できないのでは

障害の重い方が地域で安心して生活できる取組をしてまいります。

まず、生活の場の確保として、平成 15 年度から医療的なケアの必要な重症心身障害者のグループホームを、さらに平成 16 年度からは、医療的なケアは必要ないが、強度行動障害や重度の自閉症の方など、夜間も含めて手厚い支援体制が必要な方のグループホームを制度化しました。



国においても、平成 18 年 10 月から介護が必要な方のためにケアホーム*が制度化され、より多くの障害の重い方が地域で暮らせるようになりました。

これらの制度を活用して、現在 9 か所のケアホームで障害が特に重い方に手厚い支援が行われております。

また、日中活動の場として、障害が重く福祉的就労が難しい方のために、生活介護事業所の拡充を図ることで、休息や安らぎのある日中活動の場を確保し、ゆったりとした生活ができるように取り組んでまいります。

また、障害の重い方の地域生活移行がスムーズに行われるように、平成 15 年度に「ほほえみ棟」を自立生活体験を行う「すみれホーム」に改修し、平成 16 年度から平成 18 年 9 月までに保護部利用者全員が自立生活体験を実施しました。

現在、受け皿が整備されていない中で地域生活移行を進めるのは無理があるのでは

個々の利用者の意向を尊重し、グループホーム等の生活の場、就労、通所授産施設等の日中活動の場、相談・支援体制などが整った上で、地域での生活へ移行できるよう取り組みます。

地域生活移行を希望している方の全ての受け皿を用意してから一斉に地域生活へ移行するのではなく、個々の利用者の状況にあわせて受け皿を整備し、受け皿が整った方から順次、地域への生活に移行してもらいます。

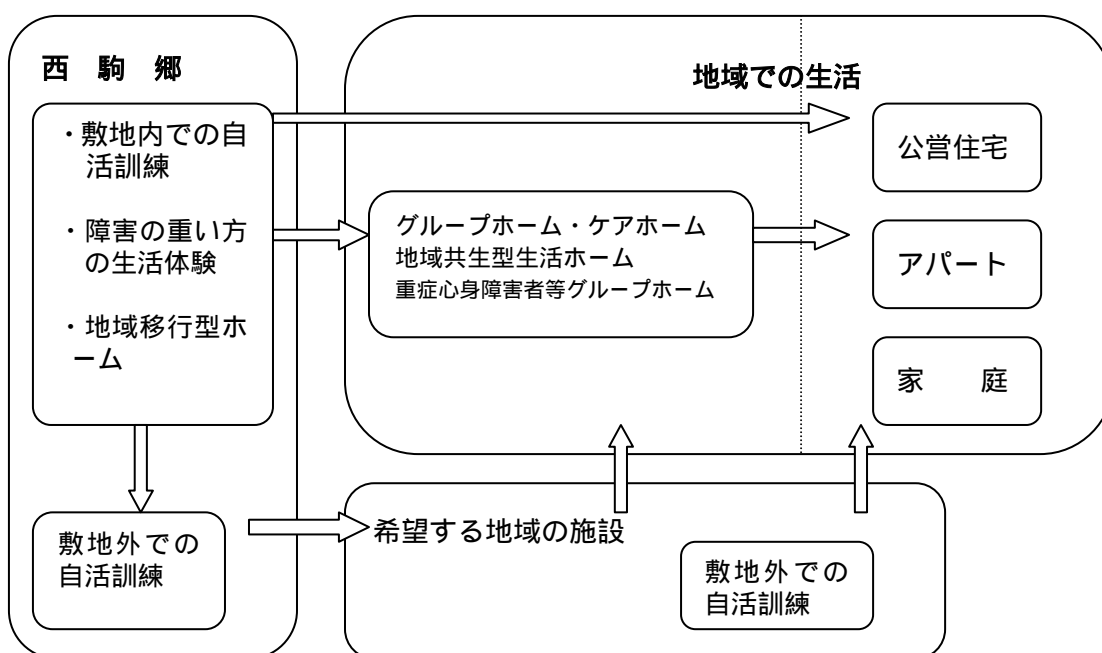
多くの受け皿を用意していくには、既存の制度を活用するだけでは十分ではありませんので、日中活動の場を拡大するための事業、相談支援体制の強化等、新たな補助制度の創設などにより、積極的に地域の基盤整備を図ってまいります。

3 多様な移行の方法

施設からグループホーム等への直接の移行に限らず、自活訓練¹⁾(敷地外も含む。)や地域移行型ホーム²⁾等の多様な移行方法を用意して、利用者一人ひとりの希望に応じた移行プログラムを作成し、それに基づいた支援を行います。

利用者が民間施設等を利用して地域生活に移行したいという希望があれば、地域の社会福祉法人等の協力も得て進めます。

移行の例



1)自活訓練について

西駒郷では、職員宿舎の空き室等を利用し、自活訓練を行っています。また、平成16年度からは、西駒郷の敷地内において障害の重い方の生活体験も開始しています。

訓練施設には世話人を配置し、西駒郷職員と協力しながら、利用者の支援、相談を行っています。世話人等の支援を受けながら、自立生活のために炊事、掃除、買い物等を行い、徐々に自立の度合いを深めるとともに、地域生活における必要な支援を明らかにします。

2)地域移行型ホームについて

施設の敷地外に設置するグループホーム等と異なり、敷地内に一定の条件(地域との交流・外部日中活動サービスの利用等)を備えて、一定の期間(原則2年)利用できる地域移行型ホームの制度ができました。

4 地域生活移行後の支援

地域生活移行された方々を定期的に訪問して面接を行い、移行後の状況を把握して必要な支援を行います。

グループホーム等の入居者の地域生活を日常的に支えるのは、世話人、生活支援員やサービス管理責任者あるいは相談支援従事者などです。それぞれの職務に応じた知識や技術を向上させる研修の機会を設けるとともに、個人では解決できない困難な問題が生じた場合は、運営事業者と協議をしたり、必要に応じて障害者総合支援センターや圏域内の事業者などと協議、調整を行うなど解決に努め、障害者が地域で安心して暮らせる仕組みの構築に反映していきます。

5 再入所

西駒郷の利用者は、入所が長期間にわたっている方が多く、これらの方々が、地域生活への移行やその後の新たな環境に十分適応できるかなどについて、不安を抱いている場合も多くあると考えます。

このため、自活訓練により自信をつけていただいたり、地域移行後の生活が安心して送れるように支援体制を強化してまいります。

利用者が地域生活を継続できなくなった場合は、まず、圏域内の社会資源への受入れについて事業者間で調整できるよう支援します。

どうしても圏域内で地域生活を継続できない場合は、広域的な受入れの調整や、西駒郷へ再入所できる体制をとり、地域生活移行に再びチャレンジできるよう支援します。

なお、平成24年度からは、障害程度区分の低い方(50歳未満で区分3以下50歳以上で区分2以下の方)は施設入所支援の対象にはなりませんが、例えば、敷地内に地域移行型ホームを設置することで、障害程度区分の低い方でも西駒郷へいつでも戻れるよう対応します。

6 地域住民の理解

依然として障害者に対する偏見や差別といった「心の壁」はあり、啓発等の施策の一層の充実により「心のバリアフリー^{*}」を実現することが必要です。

特に精神障害に対する理解や正しい知識の普及は遅れており、今後取組を強化する必要があります。

このため、啓発リーフレットの作成や市町村やグループホーム等が設置される地域で、講演会やビデオなどを利用した説明会等を積極的に行うとともに、障害のある方とない方が共につくるコミュニティを目指し、障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）単位に民生児童委員をはじめ、広く住民の皆さんを対象としたシンポジウム等の研修会を開催します。

また、障害者プランに沿って「障害者週間」などの啓発活動を実施します。

各々の障害者施設においても、ボランティアの受入れなど日常的に住民との交流を図るなど、地域に開かれた運営に努めることが重要になります。

ひとつのグループホームが設置されたことをきっかけに、地域の中に「障害者への理解」がじんわりと浸透していくということが各地で報告されています。

障害のある方が地域の中で、ごく普通に暮らしていくことにより、心のバリアフリーが実現に近づくものと考えます。

7 地域生活移行における社会資源の充実

知的障害のある方が地域で生活していくためには、生活の場、日中活動の場、様々な在宅福祉サービス、相談支援体制等、地域生活に必要な社会資源が確保されなくてはなりません。

現在、長野県では、各圏域に設置されている圏域調整会議（以下、「調整会議」という。）を中心に、地域生活に必要な社会資源の整備・調整を行っています。

調整会議は、地方事務所福祉課を中心に保健所、市町村、障害者の代表者及び社会福祉法人等で構成し、圏域の現状と課題について分析し、対応を検討することを目的として、県内 10 の地方事務所単位ごとに設置されています。

す。

一方、障害者自立支援法の施行に伴い、市町村が、地域の障害福祉に関する定期的な協議の場として、相談支援事業者、行政、医療及び教育等の関係者で構成する地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設立するよう規定されました。

今後、調整会議においては、圏域全体の障害保健福祉施策の実施について調査・検討し、協議会においては、地域内の社会資源の整備や個別事例への対応などについて構成メンバーが協議、調整するなど、調整会議と協議会が連携しながらそれぞれの役割を果たす仕組みを構築する必要があります。

西駒郷利用者の地域生活移行や移行後の支援についても、調整会議においては圏域内の受入れ体制を協議し、協議会においては個別支援を検討するなど役割を分担して取り組むことができるよう、長野県障害福祉課や障害者自立支援課、西駒郷が連携して支援してまいります。

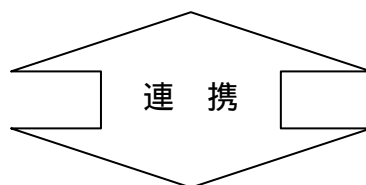
（圏域調整会議と協議会が連携した取組例）

地域における移送サービスについて

（協議会）

移送サービス部会：市町村担当者、共同作業所職員、通所施設職員、居宅介護事業所職員、特別支援学校職員

- ・特別支援学校の通学路を変更して最寄りの居宅介護事業所に停留所を設け、放課後の学童の活動を支援する。
- ・共同作業所や通所施設へ相乗りできるルートを検討する。



（圏域調整会議）

- ・「福祉有償運送」の協議会の設立
- ・障害者自立支援法の課題の検討